

# 「インターネット上の個人情報・利用者情報等の 流通への対応について」論点整理(骨子案)

---

平成27年6月4日  
事務局

# 1 検討の背景と視点

## 背景

### ①インターネットの普及、社会的役割、影響の増大

我が国のインターネットの利用の増加、普及率向上（平成25年末で利用者1億44万人、普及率82.8%）

インターネットは多様な目的で利用。社会に不可欠な手段

近年、スマートフォンやSNSの利用の進展等により、情報の発信・受信が一段と容易に。

その一方で、インターネット上の情報流通の拡大、他人への配慮に欠けた安易な書き込みやコピー・ペースト等によるいわゆる「炎上」の発生や、プライバシー侵害、名誉毀損等の被害の増加・深刻化

### ②インターネット上の個人に関わる情報の取扱いについての社会的関心の高まり

我が国における最近の裁判例や報道

### ③インターネット上の個人に関わる情報の取扱いに関する国際的な動向

EUデータ保護規則制定の動き（いわゆる「忘れられる権利」の議論等）。

グーグル・スペイン社先行判決

## 検討の視点

### ①個人の救済の必要性の高まり

インターネットの利用の進展による被害の深刻化に伴う個人の救済の必要性の高まり

### ②表現の自由・知る権利等との適切なバランス

個人の救済のための情報の削除等への要請と、表現の自由、知る権利等への影響の考慮

### ③インターネットの利便性・多様性・グローバル性等の基本的特性を踏まえた取組の方向性

インターネットの利便性・多様性を踏まえた検討の必要性

インターネットのグローバル性と各国の法令等を踏まえての検討

## 2 我が国における動向①

### インターネット上の個人情報・利用者情報等の削除等に関するこれまでの取組

#### ①我が国における法的な枠組

プライバシーや名誉に関する民法上の権利保護(人格権に基づく妨害排除請求等)

判例の蓄積(「石に泳ぐ魚」事件、ノンフィクション「逆転」事件等)

プロバイダ責任制限法、個人情報保護法、青少年インターネット環境整備法等の位置づけ・役割

#### ②プロバイダ責任制限法と民間における取組

ア. プロバイダ責任制限法の概要

平成14年施行。プロバイダ等の免責事由を示し、インターネット上の情報の削除等を容易に

イ. プロバイダ責任制限法の運用

業界団体等によるガイドラインの役割(削除等が認められる具体的な事例を示し、基準を明確化)

ウ. モデル約款による取組

モデルとなる約款を示すことにより権利侵害情報等の削除等を円滑に。

#### ③違法・有害情報相談センターの設置・運営等

ア. 違法・有害情報相談センターの設置・運営

平成21年から設置。被害者等からのインターネット上の権利侵害情報等に関する相談に対応

関係者との連携

イ. その他の団体等の取組

#### ④その他

青少年等に向けた対応

## 2 我が国における動向②

### 最近の状況

- ①プロバイダ責任制限法の特例の制定  
インターネット選挙運動解禁に伴う特例の追加  
「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」の成立による特例の追加
- ②インターネット上の情報の削除等に関する相談の増加と多様化、複雑化
- ③近時の検索結果削除に関する裁判例  
タイトル、スニペット部分の削除を命じた東京地方裁判所仮処分決定等
- ④民間事業者等による取組の進展
  - ア. ガイドライン・モデル約款等の改定
  - イ. 検索事業者による取組  
ヤフー株式会社による、プライバシー侵害に基づく削除等の判断基準の公表  
グーグル社の削除等の申出の受付
  - ウ. SNS事業者による取組
  - エ. 民間団体による取組  
セーファーインターネット協会の取組(国内外への要請等)

### 現状における課題

- 権利侵害情報等の拡散のスピードと範囲
- 削除等の判断基準や手続の明確性、透明性の確保
- 外国事業者等における削除等の実効性
- 発信者情報の特定の困難性 等

#### 米国

##### ①米国における法的な枠組

米国の個人情報保護法制、インターネット上の個人に関する情報の取扱いに係る法制度  
プライバシー権利章典の議論等

##### ②通信品位法

プロバイダは、自分以外の者によって提供された情報について、公表者や表現者として扱われてはならないこと等について規定

##### ③事業者における自主的取組

権利侵害情報等への削除等の申出に対する規約等に基づく削除等の実施

##### ④各州の動向等

ア. 消しゴム法(カリフォルニア州)

オンラインサービス運営者等に対して、児童が自分で投稿したコンテンツを削除することができるようにすること等を義務づけ

イ. リベンジポルノ関連法

他人の恥部の画像等を被写体が精神的苦痛を被ることを目的で頒布した場合に処罰する規定  
(カリフォルニア州)等

#### 欧州

##### ①欧州における法的な枠組

欧州の個人情報保護法制、インターネット上の個人に関する情報の取扱いに係る法制度

##### ②EUデータ保護指令

分野横断的なパーソナルデータの保護に関する指令

加盟国には当該指令を遵守するために必要な国内法整備の義務

##### ③EUデータ保護規則案

EUデータ保護指令を規則へと変更するため議論。「忘れられる権利」についての議論

規則案は「削除権」として、データ主体が管理者に対して自らに関する個人データを削除させる権利等を有すること等を規定

##### ④グーグル・スペイン社先行判決等

ア. グーグル・スペイン社先行判決

データ主体は、過去の自身に関する報道の検索結果からの削除を要求する権利がある

イ. EU第29条作業部会ガイドライン

データ主体からの苦情申出の際にデータ保護機関が考慮する要素等について記載

ウ. グーグル・スペイン社先行判決を受けたグーグル社の対応

先行判決を受け、2014年6月26日から削除を開始

2014年7月諮問委員会を設置、同委員会は2015年2月に報告書を公表

報告書では、EU司法裁判所の裁定によって、一般的に「忘れられる権利」が確立されたわけではないこと、削除申出の評価基準等を記載

### 3 諸外国の動向ー③

#### 韓国

##### ①韓国における法的な枠組

個人情報保護法、情報通信網法及び同法に基づくガイドライン

##### ②情報通信網法

プライバシー侵害等を受けた者が、情報通信サービス提供者に対し情報削除を要請することができること等を規定。

##### ③オンライン個人情報取扱いガイドライン

大規模な個人情報流出事故を受け、放送通信委員会が2014年11月にガイドラインを制定

##### ④「忘れられる権利」に関する議論

放送通信委員会が2015年5月に忘れられる権利に関するセミナーを開催。忘れられる権利の制度化について慎重な意見

### 基本的な考え方

#### ①現行の制度・取組に対する基本認識

現行の制度・取組は、これまでの我が国の判例の蓄積を踏まえ、民間の取組を推進する形で、被害者の権利救済と、表現の自由、知る権利等のバランスの確保を図ってきた。これらの取組は基本的に有効に機能しており、国際的にも遜色ないものと評価できる。

しかしながら、インターネットの利用の進展等により生じた課題には、的確に対応していく必要がある。

#### ②今後の取組を検討する際の観点

##### ア. 個人の救済の必要性

インターネット上の情報の拡散、集積・分析

##### イ. 表現の自由、知る権利及びインターネットの社会的利便性・有用性

##### ウ. 幅広い関係者の存在

日本国内のプロバイダ等に加え、外国のプロバイダ等(SNS事業者を含む)や検索事業者も含め、幅広い関係者(ステークホルダー)が関わるべき問題。

##### エ. 国際的な動向

##### オ. 国内の制度、判例等

我が国の歴史、法制度、価値観等を念頭に、判例での蓄積を踏まえた上で、バランスの取れた対応を考えていくことが重要

##### カ. プライバシー侵害情報、名誉毀損情報といった個人の権利を侵害する情報への適切な対応について検討することが必要

## 4 基本的な考え方と今後の取組の方向性②

### 今後の取組の方向性

#### ①民間における自主的な取組の促進と実効性の向上

ア. 各事業者における削除等の判断基準、手続、権利を侵害された者のプライバシー等に配慮した形での削除の状況・実績等の公開・明確化等、透明性の向上

各事業者において、削除等の対応の透明性を高めていくことが適切。

イ. 広範な関係者の参加する自主的な取組に係る情報共有の場の検討

これまで活動を行ってきた団体等に加え、外国事業者も含む検索事業者、SNS事業者等も含めた幅広い関係者が、インターネットの利用状況の変化に柔軟かつ効果的に対応できるよう、相互の理解と信頼関係を保ちながら連携していくための継続的な情報共有等の在り方について早急に検討を行う。

#### ②制度的方策の調査・検討

ア. 法制度に関する調査・検討の推進

- 権利救済の推進と表現の自由や知る権利等への影響やバランスに関する一層の検討
- 外国事業者が我が国に提供するサービスに対する、我が国の法制度の適用の在り方（内外無差別の要請。執行に関する考え方の整理等）
- インターネットの様々なレイヤーのサービスに対する法の適用の在り方等

イ. 当面の対応

- 発信者情報の開示対象にポート番号を含める（プロバイダ責任制限法に基づく省令改正）

#### ③違法・有害情報相談センター等の団体による取組の在り方

他省庁、人権擁護機関、弁護士、上記①イの場合等も含めた国内外の関係者との情報共有の推進  
権利救済の推進のためにさらに求められる役割

#### ④その他

誰もがインターネット上の権利侵害情報の発信者、被害者になりうる状況におけるリテラシー向上の在り方